<利用者負担割合の判定基準>

	要件	負担割合
第2号被保険者・非課税者・生活保護受給者・合計所得が 160万円未満の方 (単身で年金収入のみの場合、年金収入280万円未満)		1割負担
合計所得が 160万円 以上220 下の大港の	同一世帯の第1号被保険者(65歳以上の方)の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計額が単身世帯で280万円未満の方、2人以上の世帯で346万円未満の方	1割負担
万円未満の 方	上記以外の方	2割負担
合計所得が 220万円 以上の方	同一世帯の第1号被保険者(65歳以上の方)の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計額が単身世帯で280万円未満の方、2人以上の世帯で346万円未満の方	1割負担
	同一世帯の第1号被保険者(65歳以上の方)の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計額が単身世帯で280万円以上340万円未満、2人以上の世帯で346万円以上463万円未満の方	2割負担
	上記以外の方	3割負担

- ※ その他の合計所得金額とは、給与収入や事業収入から給与所得控除や必要経費を控除した金額です。
- ※ 課税年金収入とは、遺族年金及び障害年金以外の年金収入をさし、公的年金等控除を差し引く前の金額です。
- ◆①<u>所得金額の変更</u>や②<u>世帯構成の変更</u>により、負担割合が変更になることがあります。変更となりましたら、新しい負担割合証をお送りします。
- ●所得金額の変更・・・直近の8月1日に遡って変更 ●世帯構成の変更・・・変更した翌月1日から変更